

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6 月26日

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 豊田 章男

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町 1 番地

【電話番号】 <0565>28-2121

【事務連絡者氏名】 経理部主計室長 高野 展一

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目 4 番18号

【電話番号】 <03>3817-7111

【事務連絡者氏名】 広報部メディアリレーション室長 藤井 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1【提出理由】

当社および当社の連結子会社（以下、「トヨタ」という。）の取引先であるタカタ株式会社等ならびにTK Holdings Inc.（米国）等（以下、「タカタ社等」という。）は、平成29年6月26日（日本）または平成29年6月25日（米国）に、それぞれ、民事再生手続開始の申立て、米国連邦倒産法第11章（Chapter 11）手続の申請（以下、併せて「民事再生申立て等」という。）を行いました。

トヨタは、タカタ社等を含むタカタ株式会社グループ（以下、「相手方」という。）が製造したエアバッグについて、現在、リコール作業を進めており、これに関連して相手方に対して求償債権等が生じたほか、今後もこうした求償債権等が生じることが見込まれています。

こうしたトヨタの相手方に対する求償債権等について、タカタ社等の民事再生申立て等に伴い、取立不能または取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出します。

2【報告内容】

(1) 相手方の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称	タカタ株式会社
住所	東京都港区赤坂二丁目12番31号
代表者の氏名	代表取締役 高田 重久
資本金	41,862,008,250円

名称	TK Holdings Inc.
住所	2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名	Secretary, Ken Bowling
資本金	569,717,175 米ドル

(注) その他の相手方については重要性等に鑑みて記載を省略しています。

(2) 相手方に生じた事実及びその事実が生じた年月日

タカタ株式会社	平成29年6月26日	東京地方裁判所において民事再生手続開始の申立て
TK Holdings Inc.	平成29年6月25日	(米国) 米国デラウェア州連邦破産裁判所において米国連邦倒産法第11章 (Chapter 11) 手続の申請

(注) その他の相手方については重要性等に鑑みて記載を省略しています。

(3) 相手方に対する債権の種類及び金額

リコール費用（既届出分）に係る求償債権等 5,700 億円

(注1) この求償債権には、既にリコール作業を実施したトヨタ製車両に係るものだけでなく、今後、既にリコールの届出を行ったトヨタ製車両を対象としてリコール作業を実施した場合に将来有することとなる求償債権の見込額が含まれています。したがって、上記求償債権の金額は、相手方に対し実際に有することとなる求償債権の金額とは一致しない可能性があります。

(注2) これらの債権のほか、将来において別途リコールの届出を行うなどの場合には、相手方に対して別途求償債権等を有することとなる可能性があります。当該求償債権等に関して公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示します。

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

上記、リコール費用（既届出分）等については、既に引当済みのため、業績への影響は軽微です。